

賃 貸 借 契 約 書 (案)

佐賀県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
「支線系（県庁・佐賀土木事務所配下）フロアスイッチ賃貸借契約」について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別添「支線系（県庁・佐賀土木事務所配下）フロアスイッチ賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）」に掲げる機器等を甲に賃貸し、甲はこれを賃借するものとする。
2 機器等の内容及び数量は、仕様書のとおりとする。

（賃貸借期間）

第2条 機器等の賃貸借の期間は、契約締結の日から令和12年12月31日までとする。

第3条 第1条に規定する機器等の賃貸借料及び通信料（以下、「賃貸借料等」という。）は、
金 , 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 , 円）とする。

内訳（税込）

年度	期間	月額単価	支払総額（年度計）
令和7年度	令和7年10月～令和8年3月	¥ —	¥ —
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月	¥ —	¥ —
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月	¥ —	¥ —
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月	¥ —	¥ —
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月	¥ —	¥ —
令和12年度	令和12年4月～令和12年12月	¥ —	¥ —
合 計			¥ —

（賃貸借料等の請求及び支払）

第4条 甲は、使用終了月分の賃貸借料等を翌月以降において乙から適法な請求書を受理した日から30日以内に乙へ支払うものとする。
2 甲の責に帰する事由により、前項の規定による賃貸借料等の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数について年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(履行遅滞の場合における遅延損害金)

第5条 甲は、乙の責に帰する理由により、契約の始期までに機器等の納入を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、契約金額に対し、年2.5%の割合を乗じて計算した金額を遅延損害金として徴収する。

(契約保証金)

【契約保証金を免除しない場合】

第6条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息をつけない。

3 甲は、乙が業務委託契約をすべて履行したとき、第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金を免除する場合】

第6条 契約保証金は佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第○号により免除する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(機器等の運用管理及び保守等)

第8条 機器等の管理及び保守等は、別添仕様書のとおりとし、乙は、甲が機器等を正常に使用できるよう責任を負うものとする。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

3 前項ただし書きの場合、乙は、当該業務に係る業務遂行能力を持ち、第14条第1項第6号に規定する契約解除要件に該当しない者を、責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に届け出なければならない。

4 乙から委託を受けた者は、さらに他の第三者に業務を委託し、又は請け負わせてはならない。

(契約内容の不適合責任)

第9条 機器等の契約内容の不適合により事業の運用に支障を生じた場合は、その補修及び取替え等については、乙の責任で行うものとする。

(善良な管理者の義務)

第10条 乙は、機器等を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(秘密保持)

第11条 乙又は乙の指示に基づいて機器等の納入及び保守等の業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第13条 乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (2) 甲が相当期間を定めて催告した後も乙の債務が履行されないとき。
- (3) 支払いの停止があったとき、又は乙が仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責を負わないものとする。

3 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合

は、当該契約を解除できるものとする。

(違約金等)

第15条 甲は、乙が前条第1項の各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収する。

【契約保証金を免除しない場合】

2 前項の場合において、甲は、乙から納入された契約保証金又は契約保証金に代わるものとして提供された担保をもって違約金に充当することができる。

【契約保証金を免除する場合】

2 前項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責に帰する理由により、この契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。

2 前項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 第14条第3項の規定により、本契約の最終終了日前に本契約を解除した場合において、損害があるときは、乙はその損害について甲に対し請求することが出来る。

なお、その金額については甲乙協議にて定める。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 本契約条項中疑義の生じた事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県総務部行政デジタル推進課 課長 土井 慎一

乙